

## 行政財産目的外使用許可等・普通財産貸付けにおける減免状況一覧表

使用許可/貸付	種別	施設名(財産名称)	所在地					用途	許可数量 /貸付数量	単位	相手方氏名	減免率 (%)	年間使用料総額/ 年間貸付料総額(円)	減免前使用料/ 減免前貸付料(円) ※参考金額を含む	減免理由
			市内/市外	区	町番	丁番	地番								
貸付	土地	もと区画整理事業用地(新大阪駅周辺)	大阪市内	淀川区	西中島	3丁目	6-19	集会所・会館	49.67	㎡	神田東振興町会	100	0	512,220	コミュニティ育成事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	もと区画整理事業用地(新大阪駅周辺)	大阪市内	淀川区	西中島	4丁目	7-14	広場	107.65	㎡	4丁目あおぞらちびっこ広場運営委員会	100	0	1,574,376	コミュニティ育成事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	もと区画整理事業用地(新大阪駅周辺)	大阪市内	淀川区	西中島	5丁目	8-9	広場	144.70	㎡	神田北ちびっこ広場運営委員会	100	0	1,953,444	コミュニティ育成事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	もと区画整理事業用地(新大阪駅周辺)	大阪市内	淀川区	西中島	6丁目	7-16	集会所・会館	177.75	㎡	西中島6丁目振興町会	100	0	2,332,968	コミュニティ育成事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	もと区画整理事業用地(新大阪駅周辺)	大阪市内	淀川区	東三国	2丁目	2-28	広場	56.38	㎡	鎌田東コミュニティ広場運営委員会	100	0	327,876	コミュニティ育成事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	もと区画整理事業用地(新大阪駅周辺)	大阪市内	淀川区	東三国	2丁目	25-4	広場	87.99	㎡	明友町会児童遊園運営委員会	100	0	577,428	コミュニティ育成事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	もと区画整理事業用地(新大阪駅周辺)	大阪市内	淀川区	東三国	4丁目	21-10	広場	86.51	㎡	ひまわりちびっこ広場運営委員会	100	0	762,360	コミュニティ育成事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	もと区画整理事業用地(新大阪駅周辺)	大阪市内	淀川区	東三国	6丁目	8-4	広場	72.72	㎡	東三国ちびっこ広場運営委員会	100	0	477,216	コミュニティ育成事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	三国社会福祉会館老人憩の家	大阪市内	淀川区	三国本町	3丁目	386-1	老人憩の家	421.14	㎡	三国地区社会福祉協議会	100	0	3,317,741	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	三津屋会館老人憩の家	大阪市内	淀川区	三津屋南	2丁目	32-4	老人憩の家	298.06	㎡	三津屋老人憩の家運営委員会	100	0	2,013,621	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	三津屋会館老人憩の家	大阪市内	淀川区	三津屋南	2丁目	32-4	老人憩の家	100.17	㎡	三津屋老人憩の家運営委員会	100	0	2,013,621	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	三津屋集会所	大阪市内	淀川区	三津屋南	2丁目	32-4	集会所・会館	100.17	㎡	三津屋会館運営委員会	100	0	957,528	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	十三東複合施設	大阪市内	淀川区	十三東	1丁目	21-3	解体・撤去工事等	5,042.06	㎡	阪急阪神不動産株式会社	100	0	61,195,968	市長が特別の理由があると認めたため
貸付	土地	十三福祉会館老人憩の家	大阪市内	淀川区	十三東	5丁目	24	老人憩の家	104.35	㎡	十三地域社会福祉協議会	100	0	665,544	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	新高社会福祉会館老人憩の家	大阪市内	淀川区	新高	4丁目	13-1	老人憩の家	303.02	㎡	新高老人憩の家運営委員会	100	0	1,478,132	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	新東三国社会福祉会館	大阪市内	淀川区	東三国	2丁目	22-3	集会所・会館	106.15	㎡	新東三国社会福祉会館運営委員会	100	0	1,363,467	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	新東三国社会福祉会館老人憩の家	大阪市内	淀川区	東三国	2丁目	22-3	老人憩の家	292.34	㎡	新東三国老人憩の家運営委員会	100	0	2,723,202	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	新東三国社会福祉会館老人憩の家	大阪市内	淀川区	東三国	2丁目	22-3	老人憩の家	116.11	㎡	新東三国老人憩の家運営委員会	100	0	2,723,202	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	神津会館老人憩の家	大阪市内	淀川区	十三元今里	2丁目	28-16	老人憩の家	194.14	㎡	神津地域社会福祉協議会	100	0	1,493,325	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	西三国社会福祉会館	大阪市内	淀川区	西三国	1丁目	21-1	集会所・会館	135.17	㎡	西三国社会福祉会館・老人憩の家運営委員会	100	0	775,156	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	西三国社会福祉会館老人憩の家	大阪市内	淀川区	西三国	1丁目	21-1	老人憩の家	200.17	㎡	西三国老人憩の家運営委員会	100	0	1,707,814	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	西三国社会福祉会館老人憩の家	大阪市内	淀川区	西三国	1丁目	21-1	老人憩の家	138.76	㎡	西三国老人憩の家運営委員会	100	0	1,707,814	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	西中島老人憩の家	大阪市内	淀川区	西中島	4丁目	9-2	老人憩の家	261.44	㎡	西中島老人憩の家運営委員会	100	0	2,352,950	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	地域集会所・老人憩の家	大阪市内	淀川区	東三国	1丁目	20-6外1筆	集会所・会館	422.91	㎡	北中島社会福祉協議会	100	0	3,092,520	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	塚本福祉会館老人憩の家	大阪市内	淀川区	塚本	3丁目	11	集会所・会館	211.03	㎡	塚本地域社会福祉協議会	100	0	1,345,308	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	東三国社会福祉会館	大阪市内	淀川区	東三国	6丁目	12-12	集会所・会館	104.91	㎡	東三国社会福祉会館管理運営委員会	100	0	905,282	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	東三国福祉会館老人憩の家	大阪市内	淀川区	東三国	6丁目	12-12	老人憩の家	278.15	㎡	東三国老人憩の家運営委員会	100	0	2,231,389	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	東三国福祉会館老人憩の家	大阪市内	淀川区	東三国	6丁目	12-12	老人憩の家	112.72	㎡	東三国老人憩の家運営委員会	100	0	2,231,389	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	特別養護老人ホーム加寿苑	大阪市内	淀川区	加島	1丁目	550-1	広場	1,022.63	㎡	加島多目的交流広場運営委員会	100	0	3,336,324	コミュニティ育成事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	虎道(淀川・コミュニティ用地等)	大阪市内	淀川区	野中北	2丁目	19-1	集会所・会館	21.09	㎡	野中北二振興町会	100	0	102,804	コミュニティ育成事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	北中島集会所	大阪市内	淀川区	宮原	5丁目	3-31	集会所・会館	99.18	㎡	北中島集会所運営委員会	100	0	1,190,160	コミュニティ育成事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	木川南社会福祉会館・老人憩の家付風倉庫	大阪市内	淀川区	木川東	1丁目	17-21外1筆	集会所・会館	187.53	㎡	木川南社会福祉会館・老人憩の家運営管理委員会	100	0	301,080	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	木川南老人憩の家	大阪市内	淀川区	木川東	1丁目	9-5	集会所・会館	169.70	㎡	木川南社会福祉会館・老人憩の家運営管理委員会	100	0	1,081,836	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	木川老人憩の家	大阪市内	淀川区	木川西	3丁目	24-7	老人憩の家	256.42	㎡	木川老人憩の家運営委員会	100	0	1,730,835	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため

※無償(減免率100%)の物件については、減免前使用料/減免前貸付料(円)欄に、仮に試算した参考金額を記載しており、実際の使用料・貸付料とは異なります。

※専ら本市の事務事業に供するために設置された電柱若しくは電線路又は水道管、ガス管その他埋設物、施設及び定額物件は除きます。